

VI 参 考 資 料

資料 1

水保全行政の沿革

(1) 都市宣言

①都市宣言に至る経緯

熊本市は、古くから清れつな地下水に恵まれ、上水道の全量を地下水で賄うとともに、工業や農業など多種多様な用途に地下水が利用されてきました。

しかし、生活水準の向上や産業経済の発展等に伴い、地下水の需要は年々増加し、湧水量が減少する等の地下水障害が一部の地域で生じ始めました。

このような状況から、昭和 48 年度から 49 年度の 2 カ年にわたって、市と県の共同により「熊本市及び周辺地域地下水調査」(水資源研究会:会長山本荘毅)が実施され、阿蘇西麓 600km²の範囲(当時 20 市町村)で、地下水の利用可能量とその流動機構並びにかん養について検討が行われました。

その結果、この地域では地下水流出量(地下水採取量、湧水量、海や他の地下水区への流出量)がかん養量を上回っていることが報告されました。

さらに、昭和 50 年には日本住宅公団九州支社が水道局の健軍水源地に隣接する約 3.2ha の土地に、高層分譲住宅団地の建設を計画しました。そのため、水源地に影響を与えると、建設予定地周辺の市民の反対運動が展開され、熊本市でも所要の調査を実施しました。

以上のような諸調査や問題等に起因して、地下水に対する市民の関心が次第に高まり、昭和 51 年 3 月 22 日、市議会で“限りある地下水を永久に保全し、後世まで守り伝える”旨の「地下水保全都市宣言」が決議されました。

②都市宣言

地下水保全都市宣言

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和 51 年 3 月 熊本市議会

③地下水保全条例

この宣言に対応するために、昭和 51 年 5 月に、地下水に関する関係課長をメンバーとした「地下水保全対策研究会」が庁内に発足し、検討を重ねた結果、昭和 52 年 9 月に飲料水その他市民生活に必要な水の確保を図ることを目的とした「市地下水保全条例」の制定に至りました。

(2) 行政の経過

①組織の変遷

年 月	主 な 事 項
S52 年 5 月	水道局総務部に「地下水保全対策室」を設置
58 年 4 月	保健衛生局に環境部が新設され、「水資源対策室」として改称移管
61 年 9 月	「市地下水保全対策協議会」を設置
10 月	「熊本地域地下水保全対策会議」を設置(県・本市を含む 16 市町村)
62 年 4 月	企画広報部に「水資源対策プロジェクト」を設置
8 月	「水資源対策室」を「水資源保全課」に改称
	「市水問題推進懇談会」を設置
63 年 4 月	企画広報部へ「水資源対策室」として改称移管
H 元年 7 月	「熊本の水を良くするボランティア協議会」が設置される。(21 団体)
2 年 1 月	保健衛生局へ「地下水保全対策室」として改称移管
	「地下水保全対策事業推進本部」を設置
3 年 3 月	「(財)熊本地下水基金」を設立
4 年 4 月	新設された環境保全局に「地下水保全部」が新設され
	「保全第一課」「保全第二課」の 2 課制となる。
7 年 2 月	「熊本地域地下水保全活用協議会」が設置される。
8 年 4 月	「保全第一課」「保全第二課」を統合して「地下水保全課」となる。
10 年 4 月	「地下水保全課」を「水保全課」に改称、改組織
10 年 5 月	「地下水保全対策事業推進本部」を廃止
11 年 4 月	改組織(農業振興課林務に関する業務の一部が移管)、係新設及び改称
24 年 4 月	部制廃止により、環境局水保全課となる
28 年 4 月	部制により環境局 環境推進部 水保全課となる

②条例等の整備

年 月	主 な 事 項
S51 年 3 月	「地下水保全都市宣言」を市議会で決議
52 年 9 月	「地下水保全条例」を制定
54 年 6 月	「地下水保全条例」を改正
8 月	「水量測定器等設置補助交付規則」を施行
61 年 9 月	「地下水保全対策協議会設置要綱」を施行
H2 年 1 月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を施行
2 月	「まちかど親水計画」策定
3 年 3 月	「地下水保全条例」を改正
9 年 1 月	「地下水採取量等公表要綱」を施行
7 月	「不用浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱」を施行
10 年 5 月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を廃止
16 年 3 月	「熊本市地下水量保全プラン」を策定
19 年 12 月	「地下水保全条例」を改正
21 年 3 月	「熊本市地下水量保全プラン」を策定

	「地下水保全条例」を改正
21 年 9 月	「土壌汚染対策法に基づく許可手数料条例」を制定
25 年 3 月	「地下水保全条例」を改正
26 年 3 月	「第 2 次熊本市地下水保全プラン」を策定
29 年 6 月	「東部堆肥センター条例」を制定
30 年 9 月	「地下水保全条例」を改正 「東部堆肥センター条例」を改正
R2 年 3 月	「第 3 次熊本市地下水保全プラン」を策定

③広報啓発の年表

年 月	主 な 事 項
S61 年 8 月	都市宣言 10 周年記念シンポジウム（基調講演：大山のぶよ） 「熊本の地下水」パンフレット作成
62 年 10 月	アンケート調査（対象は市政モニター）
63 年 7 月 6 月	啓発ビデオを製作 ウォーターフェア
H 元年 6 月 8 月	小学生書道コンテスト 「高遊原地下浸透ダム」パンフレットを作成 ウォーターフェア 「熊本の地下水」パンフレット改訂
2 年 6 月 8 月 11 月	水資源国際会議 中学生水のポスターコンクール ウォーターフェア 「まちかど親水計画」パンフレット作成（県・市共同） 講演会（対象は市職員） 親と子の水の旅
3 年 6 月 8 月 11 月	中学生水のポスターコンクール ウォーターフェア 親と子の水の旅
4 年 2 月 6 月 8 月	講演会（対象は市及び周辺 15 市町村職員） 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅
5 年 5 月 6 月 8 月 9 月	節水キャンペーンマーク・キャッチフレーズ募集 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅 水の講演会
6 年 3 月 6 月 8 月	節水ハンドブック作成 節水シール作成 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅 水の講演会
7 年 6 月 7 月 8 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間を新設（7～8 月） 親と子の水の旅 水の講演会

8 年 3 月 6 月 7 月 8 月 11 月	「熊本の地下水」パンフレット改訂 中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 水の講演会 親と子の水の旅 都市宣言 20 周年記念式典
9 年 6 月 7 月 8 月 8～12 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 水の講演会 親と子の水の旅 節水コンクール（県及び 16 市町村）
10 年 6 月 7 月 8 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 水の講演会 親と子の水の旅
11 年 6 月 7 月 8 月 11 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 親と子の水の旅 節水コンクール（県及び 16 市町村）（11～12 月）
12 年 6 月 7 月 8 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 親と子の水の旅
13 年 6 月 7 月 8 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 親と子の水の旅
14 年 6 月 7 月 8 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 親と子の水の旅
15 年 6 月 7 月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8 月）
16 年 6 月 7 月 12 月	中学生水のポスターコンクール 節水推進パートナーシップ会議（17 年 1 月まで計 8 回開催） 節水キャンペーン強化月間（7～8 月） 節水広告電車（7～3 月） くまもと水の未来シンポジウム
17 年 1 月 4 月 6 月 7 月	「くまもと湧く湧く節水行動計画」提案 節水推進パートナーシップ会議（17 年 11 月まで計 6 回開催） 「わくわく節水倶楽部」設置 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験広報開始式 プレ節水社会実験 節水社会実験 節水パレード 節水キャンペーン強化月間（7～8 月）

18年 4月 6月 7月 7・8月	節水推進パートナーシップ会議（18年12月まで計6回開催） 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験 節水キャンペーン強化月間
19年 4月 6月 7月	節水推進パートナーシップ会議（19年12月まで計6回開催） 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験 わくわく節水キャンペーン（7～10月）
20年 4月 6月 7月	節水推進パートナーシップ会議（20年12月まで計6回開催） 第10回日本水大賞「ラブリ」受賞 中学生水のポスターコンクール 平成の名水百選に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群認定 節水強化月間（7～9月） わくわく節水キャンペーン（7～10月）
21年 5月 6月 7月	節水推進パートナーシップ会議（22年1月まで計6回開催） 中学生水のポスターコンクール 節水パレード 節水強化月間（7～9月） わくわく節水キャンペーン（7～10月）
22年 5月 6月 7月	節水推進パートナーシップ会議（23年3月まで計5回開催） 節水強化月間及びくまもと「水」検定オープニングイベント 節水強化月間（7～9月） わくわく節水キャンペーン（7～10月）
23年 7月 7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 地下水学習バスツアー（24年1月まで計5回開催） 夏季の節水重点期間（7～8月） わくわく節水キャンペーン（7～10月）
24年 1月 7月 11月	熊本の水を守るシンポジウム 「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（7～8月） わくわく節水キャンペーン（7～10月） 地下水学習バスツアー（25年2月まで計5回開催）
25年 6月 7月 9月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（7～8月） わくわく節水キャンペーン（7～10月） 水のキャッチフレーズコンクール（7～12月） 地下水学習バスツアー（25年12月まで計3回開催）
26年 6月 7月 8月 9月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（～8月） わくわく節水キャンペーン（～10月） 地下水学習バスツアー（一般向け：27年3月まで計5回開催） 地下水学習バスツアー（報道・観光業者向け）

27年 7月 8月 10月 11月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（～8月） わくわく節水キャンペーン（～10月） くまもとの水バスツアー：夏休み編「加藤清正と水」 くまもとの水バスツアー：「金峰山系の織りなす熊本の文化」 くまもとの水バスツアー：「水の郷川尻界限散策」
28年 7月 8月 8月 11月	「夏季の節水重点期間」（7月～8月） 夏季の節水重点 街なかイベント くまもとの水バスツアー「上下水道のしくみと水遺産」 くまもとの水バスツアー「上下水道施設と水前寺江津湖公園散策」
29年 3月 7月	くまもとの水バスツアー「水遺産散策と上下水道施設見学」 「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（～8月）
30年 7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（～8月）
R元年 7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード 夏季の節水重点期間（～8月）
R2年 7月	夏季の節水重点期間（～8月） 「世界に誇る地下水都市くまもと」インスタ投稿キャンペーン 「くまもと「水」検定LINEクイズ」（～8月）
R3年 7月 11月	夏季の節水重点期間（～8月） 「水の学び舎 in イオンモール熊本」（イオンモール熊本共催）

④水量保全の年表

年 月	主 な 事 項
S48年	市及び周辺地域の地下水調査（県・市共同、S48～S49）
55年 9月	市上水道研究会が地下水調査報告書を提出
58年	河川水位の観測を開始（加勢、画図、秋津橋、八景水谷）
59年	熊本地域の地下水調査（県・市共同、S59～S60）
61年 8月	地下水位観測井を初めて設置（水前寺） 地下水利用実態調査（S61～S62）
62年 8月	水問題推進懇談会を設置（平成3年2月の第21回まで開催）
63年 7月	畑面雨水浸透試験（県・市共同）
63年 7月	家庭用水、都市活動用水使用合理化調査 （アンケート調査、実態調査） 熊本地域工業用水の使用合理化指導事業（S63～H4）
H元年 1月 4月	ビニールハウス圃場雨水浸透モデル実験（県・市共同、H元～H3） 家庭用水合理化指導に着手（節水モデル地区、節水教室推進校） 都市活動用水の使用合理化調査（県・市共同） 水源かん養林造成事業に着手
2年 9月	地下水かん養池モデル実験池を築造（県・市共同）

	長期水需給予測調査（H2～H3）
3年	四町合併に伴う井戸実態調査
4年 3月	水問題推進懇談会を終了（第21回） 「地下水保全のための提言」を市長へ提出 ビニールハウス雨水浸透施設モデル施設を設置（北部町大鳥居） 熊本地域土地利用現況図を作成（県・市共同）
5年 2月 3月	ビニールハウス雨水浸透施設の補助事業開始 都市活動用水合理化パンフレットを作成（県・市共同） 下水処理水循環・雨水利用調査 第二次熊本地域工業用水の使用合理化指導事業（県・市共同、H5～H9） 熊本地域地下水総合調査（県・市共同、H5～H6）
6年 10月	地下水情報板を設置
7年 3月 7月 9月 10月	熊本地域地下水総合調査報告書作成（県・市共同） 雨水利用システム設計指針を作成 熊本地域地下水かん養対策推進事業（県・市共同） 都市活動用水の使用合理化指導対象事業所の説明会 都市活動用水合理化指導事業開始（H12まで実施） 熊本地域地下水総合保全管理計画策定検討委員会を設置
8年 3月 11月	熊本地域地下水総合保全管理計画を策定（県・市共同） 熊本地域地下水かん養実験事業（県・市共同） 白川中流域水田湛水（11月～H9.3月）
9年 2月 3月 6月 7月 11月	地下水採取量公表（上位50社） 地下水観測井の水位データのオンライン化 原野地下水かん養実験（H11まで（財）熊本地下水基金で実施） 不用浄化槽雨水貯留施設転用の補助事業開始 白川中流域水田かん養モデル事業（（財）熊本地下水基金で実施）
10年 6月 9月	原野地下水かん養事業（H12まで実施） 熊本地域地下水かん養水質調査事業（県・市共同）
11年 4月 12月	節水及び雨水利用促進モデル事業開始（H12まで実施） 白川中流域水田利用検討委員会を設置（H12まで計4回開催）
12年 1月 9月 11月	西原村と「森林整備協定」締結 画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導（約1,100戸） 矢部町と「森林整備協定」締結
13年 3月 4月 5月 11月	都市活動用水合理化指導事業終了 都市活動用水の使用合理化報告書作成 画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導（415戸） 白川中流域水田かん養モデル事業開始（H15まで実施） 市内の湧水地現況調査（49箇所、一部は井戸を含む）
14年 6月 10月 11月	地下水保全事業に係る庁内連絡会議を設置（計3回開催） 県が熊本県水資源対策会議における「白川中流域水田活用」の検討に係る作業部会を設置 白川中流域地下水かん養機能経済評価委員会開催（計4回）

15年 3月 4月 6月 7月 8月 11月 12月	第8回作業部会で水田湛水実施の基本的方向について合意 白川中流域地下水かん養機能経済評価調査報告書作成 地下水保全事業に係る庁内連絡会議を4月と12月に開催 熊本市地下水量保全プランの基本的方向について発表 白川中流域水田活用連絡協議会が発足 地下水保全の為に経済的手法に関する庁内検討会設置（計3回開催） 田んぼの学校 in 白川中流域を白川中流域水土里ネット協議会と共催 第2回協議会で水田湛水実施について合意 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加 白川中流域水田活用シンポジウム開催（県、市で実行委員会組織） パンフレット「くまもとの豊かな地下水を守るために」（白川中流域の農業と地下水保全）を作成
16年 1月 2月 3月 5月 8月 10月 11月 12月	熊本市地下水量保全プラン（素案）の市民意見募集 大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結 大津町、菊陽町新農業推進対策本部員会議で水田湛水の協力依頼 菊陽町の新農業ビジョン集落説明会で水田湛水の協力公表 熊本市地下水量保全プラン（素案）の市民意見募集の結果公表 雨水貯留タンクを市内の小学校10校に設置 まちづくり戦略計画の戦略1で地下水の保全について掲げる 熊本市地下水量保全プランを策定 白川中流域水田かん養事業（～10月） 米作り体験実施（11月まで7回） 田んぼの学校を白川中流域土地改良区協議会と共催（菊陽町） 「白川中流域発－江津湖行：水でつながる交流ツアー」開催 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
17年 1月 2月 4月 5月 5月 7月 9月 10月 11月	地下水かん養域設定調査及び建築物基礎工事地下水影響調査 水ブランド創造戦略基礎調査 大津町、高森町と「水源かん養林」森林整備協定締結 白川中流域水田活用連絡協議会 熊本地域地下水保全対策調査報告書作成（県・市共同） 雨水貯留タンク設置の補助事業開始 白川中流域水田かん養事業（～10月） 米作り体験実施（11月まで6回） 雨水貯留タンクを市内の小学校10校に設置 第1回白川中流域水田活用連絡協議会開催 地下水かん養域設定調査及び建築物基礎工事地下水影響調査（～3月） 田んぼの学校 in 白川中流域 親子わくわく水環境ツアー 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加 水ブランド創造プラン作成プロジェクト会議（3月まで9回開催）

18 年 1 月	佐土原地区現地浸透調査業務委託 第 2 回白川中流域水田活用連絡協議会開催
3 月	地下水位監視システム更新
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月） 米作り体験実施（11 月まで 6 回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 24 校に設置
10 月	親子わくわく水環境ツアー
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
19 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月） 米作り体験実施（11 月まで 6 回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 27 校に設置
10 月	親子わくわく水環境ツアー
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
20 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の中学校 19 校に設置
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
21 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
3 月	熊本市地下水保全プランを策定
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 1 校、中学校 19 校に設置
11 月	大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
22 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回は翌 2 月開催） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（10 月と計 2 回）
8 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 11 校、中学校 4 校に設置
23 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回） 白川中流域水田湛水事業（～10 月）
5 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）

24 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
25 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回） 新規企業水田湛水事業参入調印式
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回、第 2 回） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
11 月	熊本市水源かん養林整備方針の改定
26 年 1 月	大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における 水田湛水推進に関する協定」締結（第 2 次）
2 月	水循環型営農推進協議会（第 4 回）
3 月	第 2 次熊本市地下水保全プランを策定 雨水貯留タンクを市内の小学校 1 校に設置
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回） 田んぼの学校 i n 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 i n 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
27 年 1 月	大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回） 熊本市、大津町、西原村、南阿蘇村 4 市町村合同植樹祭開催
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回） 田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
28 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
4 月	熊本地震発災
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
12 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
29 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回） 白川中流域水田湛水事業、降水量が少ない為一時中断（14～23 日）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）

30年2月	水循環型営農推進協議会（第2回）
5月	白川中流域水田湛水事業（～10月）
9月	水循環型営農推進協議会（第1回）
10月	田んぼの学校 in 白川中流域（台風接近のため中止）
31年1月	水循環型営農推進協議会（第2回）
2月	水循環型営農推進協議会（第3回）
R元年5月	白川中流域水田湛水事業（～10月）
6月	水循環型営農推進協議会（第1回）
7月	白川中流域水田湛水事業、降水量が少ない為一時中断（6/14～6/29）
R2年1月	田んぼの学校 in 白川中流域開催
5月	水循環型営農推進協議会（第2回）
6月	白川中流域水田湛水事業（～10月）
	水循環型営農推進協議会（第1回：書面議決）
	田んぼの学校 in 白川中流域（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
R3年1月	水循環型営農推進協議会（第2回：書面議決）
5月	白川中流域水田湛水事業（～10月）
6月	水循環型営農推進協議会（第1回：書面議決）
11月	白川中流域田んぼハイスクール（田植え体験ほか）
	白川中流域田んぼハイスクール（稲刈り体験ほか）

⑤水質保全の年表

年 月	主 な 事 項
S48年1月	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の施行（上乗せ排水基準を設定）
49年5月	水質汚濁防止法施行令第10条(事務の委任)の政令市となる。
57年5月	江津湖の水質調査を開始（5月、8月、11月）
58年10月	地下水汚染実態調査（有機塩素系化合物、環境庁地下水汚染実態調査発表に基づくもの）
59～60年	地下水汚染実態調査
60年7月	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の改正（上乗せ排水基準の見直し）
10月	生活雑排水対策モデル地区実践活動（藻器堀川流域 366 世帯）
61年10月	生活雑排水対策モデル地区実践活動（健軍川流域 242 世帯）
61～H元年	地下水汚染追跡調査
62年10月	フィンガープリント法による汚染調査
63年7月	地下水質観測井を設置（春竹地区）
10月	地下水質実態調査 汚染井戸の追跡調査
	水質汚濁防止法の改正（有害物質指定）
	定点監視
H元年11月	地下水の砒素汚染の実態調査
	阿蘇山の活動による火山灰で白川に大量のへい死魚発生
2年3月	地下水汚染物質除去実験に着手（PCE、春竹地区）

7月	高平台地区地下水汚染調査（TCE、県市共同、H元～H3）
3年1月	東野地区でガソリンによる地下水汚染発生
3月	ガソリン汚染対策班を設置
4月	熊本県地下水質保全条例の施行
4年2月	東野地区でガソリン成分除去に着手
6月	高平台地区で揚水ばっ気処理方式によるTCE除去に着手
9月	高平台地区でガス吸引処理方式に着手
5年5月	高平台地区で活性炭吸着方式に着手
8月	熊本市生活雑排水対策普及推進員制度発足
9月	高平台地区揚水ばっ気処理方式のプラント能力を増強
6年3月	高平台地区のガス吸引処理方式に着手
	西部地域の地下水質調査（砒素・鉛）
7年3月	井芹川上流域(山王橋)が生活排水対策重点地域に指定
10月	東部地区の硝酸性窒素水質調査
8年3月	井芹川生活排水対策推進計画を策定
9年1月	高平台地区で小型ガス吸引処理方式に着手
2月	廃油石鹸製造装置購入
10月	地下水浄化対策検討委員会
10年2月	地下水浄化対策検討委員会
12月	地下水汚染の光触媒利用浄化新技術実証調査（環境庁）
	清水地区、健軍地区で地下水浄化装置の運転開始
11年10月	旧北部町、河内町地区で硝酸性窒素汚染機構解明調査を開始
11月	熊本城備前堀浄化手法調査を開始 環境ホルモン調査を開始
12年1月	ダイオキシン類対策特別措置法が施行
12月	ダイオキシン類調査を開始
13年2月	西部地域の地下水質調査（ふっ素、ほう素）
12月	地下水浄化対策検討委員会
14年2月	熊本地域硝酸性窒素削減対策会議を設置（熊本県主催）
4月	東野地区MNA検討開始（浄化装置停止）
8月	有明海がんばれサミットが設立
11月	有明海及び八代海を再生するための特別措置法が施行
15年2月	土壌汚染対策法が施行
4月	清水地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行
6月	西部地域における地下水のヒ素調査
7月	土壌汚染対策法に係る事業者説明会開催
12月	高平地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行
16年1月	地下水浄化対策検討委員会
17年3月	熊本地域硝酸性窒素削減計画が策定される
19年4月	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策指針を策定
	有明海沿岸市町推進連絡調整会議設立（がんばれサミット解散）
8月	第1次熊本市硝酸性窒素削減計画策定
	西部地域での地下水調査（ヒ素）

20 年 8 月	城東地区でテトラクロロエチレンによる汚染判明、周辺調査
21 年 4 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会設置 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（5 月～ 計 4 回）
22 年 3 月	第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定
23 年 1 月 10 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（1 月～ 計 2 回） 萩原地区で地下水汚染判明、周辺調査
24 年 3 月 9 月 11 月	第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画改訂（合併による） 春日地区で地下水汚染判明、周辺調査 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（11 月～ 計 2 回）
25 年 5 月 12 月	熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会設置 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催（5 月～計 5 回） 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（12 月～計 2 回）
26 年 3 月 7 月	熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画策定 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（7 月～計 3 回）
27 年 3 月	第 3 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催（計 4 回）
28 年 10 月 12 月	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業を環境省より受託（令和 年 3 月まで） 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催
29 年 2 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
30 年 1 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
31 年 1 月 3 月 4 月 R 元年 11 月 2 年 3 月	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業の実証試験を開始 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催 東部浄化センター内に環境調和型バイオマス資源活用モデル事業に よる家畜排せつ物受入施設が竣工 東部堆肥センター竣工 東部堆肥センター稼働開始 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（11 月～計 2 回） 第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定

⑥水ブランド推進の年表

年 月	主 な 事 項
16 年 12 月	水ブランド創造戦略基礎調査
17 年 8 月	水ブランド創造プラン作成プロジェクト会議（3 月まで 9 回開催）
18 年 5 月 10 月 11 月 12 月	熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発表、発売 くまもと水ブランド創造シンポジウム 2006（地下水保全都市宣言 30 周年記念） くまもと水ブランド創造プラン策定 熊本水遺産制度創設 くまもとウォーターライフホームページ開設
19 年 1 月 3 月	築城 400 年祭くまもとウォーターライフ「若水」PR イベント くまもと水ブランド市民意識等調査 くまもとウォーターライフガイドブック発行

3 月 5 月 7 月 10 月	熊本水遺産第 1 次登録（30 件）及びくまもと水ブランドのシンボル マーク発表 熊本水遺産巡り 熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発売開始 熊本水遺産委員会開催 日本一の地下水都市・熊本市フェア（福岡市・天神） 水守・水検定研究会
20 年 1 月 3 月 6 月 8 月 11 月	新春・若水ふるまい 熊本水遺産第 2 次登録（13 件） 「日本一の地下水都市・熊本」ポスター制作 くまもと「水」検定公式テキストブックの発行 第 10 回日本水大賞グランプリ受賞（東京国立博物館） 「平成の名水百選」（環境省）に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群 が認定。認定証交付式（東京都江東区の清澄庭園大正記念館） くまもと「水」検定 3 級試験実施、オープニングイベント開催 くまもと「水」検定 2 級試験実施 熊本水遺産めぐり
21 年 1 月 3 月 6 月 8 月 11 月 12 月	第 10 回日本水大賞グランプリ受賞記念シンポジウム・同記念パーティー 熊本水遺産第 3 次登録（17 件） くまもと「水守」登録証交付式・交流会の開催 くまもと「水」検定 3 級試験実施 くまもと「水」検定 3 級試験 in 熊本市動植物園開催 熊本水遺産めぐり くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
22 年 1 月 7 月 12 月	くまもと水守・2010 例会開催 くまもと「水」検定 3 級試験実施 くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
23 年 2 月 7 月 12 月	くまもと水守・2011 例会開催 くまもと「水」検定 3 級試験実施（7～9 月） くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
24 年 1 月 2 月 7 月 12 月	熊本水遺産第 4 次登録（23 件） くまもと水守・2012 例会開催 くまもと「水」検定 3 級試験実施（7～9 月） くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
25 年 2 月 3 月 6 月 8 月 12 月	くまもと水守・2013 例会開催 2013 国連“生命の水”最優秀賞受賞（オランダ、ハーグ市） 熊本水遺産第 5 次登録（9 件） くまもと「水」検定公式テキストブック「改定版」発行 くまもと「水」検定 3 級試験実施（7～9 月） 国連“生命の水”最優秀賞受賞記念シンポジウム くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
26 年 2 月 3 月 7 月 12 月	くまもと水守・2014 例会開催 「国際“水フォーラム” in 熊本」開催 くまもと「水」検定 3 級試験実施（7～9 月） くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施

27 年 3 月	くまもとウォーターライフホームページ英語版コンテンツ追加
6 月	くまもと水紀行 BD・DVD 英語版パンフレット・リーフレット作成
10 月	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9 月）
12 月	第 1 回水の国高校生フォーラム開催
	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
28 年 3 月	くまもと水守・2016 例会開催
6 月	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9 月）
10 月	第 2 回水の国高校生フォーラム開催
11 月	水資源保全全国自治体連絡会シンポジウム in 熊本を開催
12 月	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
29 年 7 月	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9 月）
11 月	第 3 回水の国高校生フォーラム開催
12 月	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
30 年 3 月	くまもと水守・2018 例会開催
7 月	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9 月）
11 月	第 4 回水の国高校生フォーラム開催
12 月	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
R 元年 7 月	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9 月）
11 月	くまもと水守・2019 例会開催
	第 5 回水の国高校生フォーラム開催
12 月	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施
R2 年 7 月	水検定 LINE クイズ実施
R3 年 5 月	株式会社 良品計画と「水を通じた持続可能な社会の実現のための連携協定」を締結
7 月	株式会社 良品計画との連携協定に基づくワークショップ実施（～3 月）
	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～10 月）
11 月	第 6 回水の国高校生フォーラム開催

⑦地下水都市熊本空間創出の年表

年 月	主 な 事 項
21 年 6 月	熊本市まちなかわくわく親水施設アイ・アイ・テ・サ・インコンテスト作品募集実施
8 月	熊本市まちなかわくわく親水施設アイ・アイ・テ・サ・インコンテスト グランプリ決定・表彰式
10 月	地下水都市熊本空間創出整備方針策定
11 月	熊本駅西口駅前広場親水施設実施設計業務委託着手
22 年 11 月	熊本駅西口駅前広場親水施設完成
23 年 2 月	街なか親水施設完成（祇園橋・明八橋・洗馬橋電停・市役所前）
3 月	熊本駅新幹線口ウォーターステーション・親水施設お披露目式開催

資料 2

熊本市地下水保全条例

制定 昭和52年9月30日 条例第42号
改正 平成3年3月28日 条例第27号
改正 平成19年12月25日 条例第90号
改正 平成21年03月26日 条例第15号
改正 平成25年03月27日 条例第18号
改正 平成30年09月28日 条例第78号

第1章	総則（第1条―第7条）
第2章	地下水の水質の保全（第8条―第10条の2）
第3章	地下水のかん養（第11条―第14条）
第4章	節水（第15条―第18条）
第5章	地下水の管理（第19条―第24条）
第6章	雑則（第25条―第33条）
第7章	罰則（第34条―第36条）

第1章 総則 （目的）

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の趣旨に基づき、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ることにより飲料水その他市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地下水は、雨水が本市及び他の市町村を含む広域的な範囲において、農林業活動等と相まって地下に浸透し、地中ではぐくまれ、流動していくという水循環の中で存在していることを踏まえて、その保全が図られなければならない。

2 地下水は、生活用水、農業用水、工業用水等として社会経済活動を支えている貴重な資源であることにかんがみ、公水(市民共通の財産としての地下水をいう。)との認識の下に、その保全が図られなければならない。

3 地下水の保全は、清れつな水質及び豊富な水量を将来にわたって維持していくものであることを旨として、市、市民及び事業者が、それぞれの責任と役割の下に、水質保全対策、かん養対策、節水対策等を総合的に推進することにより図られなければならない。

（地下水の定義）

第3条 この条例にいう「地下水」には、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものは含まないものとする。

（市の責務）

第4条 市は、市民生活及び社会経済活動に支障が生じないようにするための総合的かつ広域的な地下水の保全対策に努めなければならない。

（国及び県その他の公共団体への要請）

第5条 市長は、国及び熊本県（以下「県」という。）その他の公共団体に係る事務について、この条例の目的達成のため必要と認めたときは、国及び県その他の公共団体に対し、必要な措置をとることを求めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第6条 市民及び事業者は、自ら地下水の保全に努めるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

（地下水採取者の責務）

第7条 地下水を採取する者（以下「地下水採取者」という。）は、地下水採取量の縮減に努め、自ら地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

第2章 地下水の水質の保全

（水質保全）

第8条 市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水の水質の保全に努めるものとする。

（地下水質保全対策指針）

第9条 市長は、地下水の水質を保全するため、次に掲げる事項を定めた地下水質保全対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

- (1) 地下水の汚染の防止及び早期発見のための取組に関すること。
- (2) 地下水が汚染された区域の監視及び改善に関すること。
- (3) 地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度を低減させるための広域的取組に関すること。
- (4) 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。

2 市民及び事業者は、前項の地下水水質保全対策指針を踏まえて、自ら地下水の水質の保全に努めるとともに、市が行う水質保全対策に協力しなければならない。

（硝酸性窒素等削減対策）

第10条 市長は、地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度の低減を図るため、市民、事業者、農業関係団体及び関係行政機関と連携して、窒素化合物の土壌への過剰な浸透の抑制（次項において「硝酸性窒素等削減対策」という。）に取り組むものとする。

2 農業者は、肥料の適正な使用及び家畜排せつ物の適正な管理に努めるとともに、市が行う硝酸性窒素等削減対策に協力しなければならない。

第10条の2 前条第2項に定めるもののほか、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）第4条第1項の対象畜産農家等は、自ら所有し、又は管理する畜舎（同項の市長が指定する区域に存するものに限る。）から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物を、熊本市東部堆肥センターによる堆肥化その他の規則で定める方法により、適正に処理しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、同項の規定により適正に処理するよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

第3章 地下水のかん養

（地下水かん養対策の推進）

第11条 市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水のかん養対策を推進するものとする。

（地下水かん養対策指針）

第12条 市長は、地下水のかん養を促進するため、次に掲げる事項を定めた地下水かん養対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

- (1) 地下水のかん養に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。
 - (2) 地下水かん養促進地域の指定に関すること。
 - (3) 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。
- 2 市民及び事業者は、前項の地下水かん養対策指針を踏まえて、自ら地下水のかん養対策に努めるとともに、市が行うかん養対策に協力しなければならない。

（雨水浸透施設の設置）

第13条 次の各号のいずれかに該当する行為をする者は、当該行為を行う土地における雨水の地下浸透が妨げられることを緩和するため、前条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、当該土地において雨水浸透ます、緑地その他雨水を地下に浸透させるための施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な地域を除くものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める開発行為
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物（屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の建築（大規模採取者の地下水かん養対策）

第14条 地下水採取者のうち規則で定める者（以下「大規模採取者」という。）は、第12条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、近隣市町村の区域も含めた地域における地下水のかん養対策に努めなければならない。

- 2 大規模採取者は、前項のかん養対策の取組の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第4章 節水
（節水型社会の形成）

第15条 市は、節水意識の啓発に努め、市民及び事業者とともに節水及び水の有効利用を促進し、節水型社会の形成を推進するものとする。

（節水対策指針）

第16条 市長は、節水型社会の形成を促進するため、次に掲げる事項を定めた節水対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

- (1) 節水に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。
 - (2) 節水に関する市民運動及び節水教育の推進に関すること。
 - (3) 節水型機器の推奨及び利用の促進に関すること。
- 2 市民及び事業者は、前項の節水対策指針を踏まえて、自ら節水及び水の有効利用に努めるとともに、市が行う節水対策に協力しなければならない。

（建築時の配慮）

第17条 建築物の建築（給水設備の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）をする者は、前条第1項の節水対策指針を踏まえて、当該建築物において、節水に配慮した給水設備を

設置しなければならない。

（大規模採取者の節水対策）

第18条 大規模採取者は、規則で定めるところにより節水計画を作成し、市長に提出するとともに、その内容を誠実に実施しなければならない。

2 大規模採取者は、前項の節水計画の実施の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第5章 地下水の管理
（地下水の常時監視）

第19条 市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による常時監視の結果に基づき、地下水の水質及び水量の状況を定期又は臨時に公表するものとする。

（緊急時の措置）

第20条 市長は、有害物質（カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。）、毒物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物をいう。）その他の物質（以下これらを「汚染原因」という。）により地下水が汚染され、又は汚染されるおそれが明らかであり、速やかに汚染原因の除去その他の措置を講じなければ市民生活に重大な支障が生じると認めるときは、地下水の保全のため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため必要な限度において、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、汚染原因の除去その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定による措置を講ずるときは、地下水の汚染の状況その他必要な情報を速やかに公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。

（過剰な採取の抑制）

第21条 地下水採取者は、使用の用途に必要な量を著しく超えて採取をする等地下水の過剰な採取をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した地下水採取者に対し、地下水の採取量の縮減、地下水の有効利用その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

（地下水利用管理者）

第22条 地下水採取者のうち規則で定める者は、地下水の合理的な利用を図るため、地下水利用管理者を選任しなければならない。

2 地下水利用管理者の職務は、規則で定める。

（地下工事における地下水への影響防止）

第23条 建築工事等において地下工事（杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。）を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。

2 深さが10メートルを超える地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道水源周辺工事の事前協議)

第24条 市の水道事業における水道の水源となる井戸から規則で定める距離の範囲内で、水道事業の管理者が別に定める地域において地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者(以下「職員等」という。)に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水又は土壌の状況に関する調査又は検査(以下「調査等」という。)をさせることができる。

2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入りの際、あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

3 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。

4 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 市は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合は、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

6 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による調査等を拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徴収及び助言等)

第26条 市長は、地下水を保全するため必要があると認めるときは、地下水採取者、地下水を利用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全のための措置の状況その他必要な事項に関し、報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

(違反者等の氏名等の公表)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第10条の2第3項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わない者
- (2) 第18条第1項の節水計画を作成せず、若しくは提出せず、又は実施しない者
- (3) 第18条第2項の規定による報告をしない者
- (4) 第20条第2項及び第21条第3項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わない者
- (5) 第23条第2項の規定による届出をしない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(援助)

第28条 市は、地下水の保全を図るために必要な設備の設置又は改善を行う者に対して、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(表彰)

第29条 市長は、地下水の保全に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

2 前項の規定による表彰に係る選定基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

(熊本市地下水浄化対策検討委員会の設置)

第30条 地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市地下水浄化対策検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、5人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の設置)

第31条 硝酸性窒素等削減対策に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、6人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の設置)

第32条 家畜排せつ物適正処理に関する事項について調査審議するため、熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は10人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第34条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第3項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第25条第6項の規定に違反した者
 - (3) 第26条の規定による報告を求められて、これを拒み、又は虚偽の報告をした者
- 第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の

日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事由であつてこの条例による改正前の熊本市地下水保全条例（以下「旧条例」という。）第22条第2項又は第23条第2項の規定により届け出なければならないとされているものに係る届出（旧条例第22条第2項の規定による届出にあつては、地下水利用管理者の変更に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

附 則

この条例は、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）の施行の日から施行する。

熊本市地下水保全条例施行規則

全面改正 平成 3 年 3 月 28 日 規則第 45 号
全面改正 平成 20 年 3 月 31 日 規則第 42 号
全面改正 平成 25 年 3 月 29 日 規則第 32 号
全面改正 平成 30 年 12 月 27 日 規則第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市地下水保全条例（平成 2 5 年条例第 1 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「井戸」とは、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計をいう。）が 6 平方センチメートルを超えるものをいう。）を備えた井戸及び自噴井戸（動力を用いずに地下水を採取する井戸で、吐出口の断面積が 1 9 平方センチメートルを超えるものをいう。）をいう。

（熊本市東部堆肥センター条例第 4 条第 1 項の対象畜産農家等に係る家畜排せつ物の適正な処理の方法）

第 2 条の 2 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) 熊本市東部堆肥センターによる堆肥化
- (2) 自ら所有し、又は管理する堆肥舎における堆肥化
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物としての処分
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
（大規模採取者の地下水かん養対策）

第 3 条 条例第 1 4 条第 1 項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量（同一敷地に 2 以上の井戸を有するときは、それぞれの地下水採取量を合計した量とする。以下同じ。）が 3 0 , 0 0 0 立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

2 条例第 1 4 条第 2 項の規定による報告は、地下水のかん養対策の取組状況報告書により、前年度の取組の状況に係る報告について、毎年 4 月 3 0 日までに行わなければならない。

3 条例第 1 4 条第 3 項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) かん養対策の取組の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（大規模採取者の節水対策）

第 4 条 条例第 1 8 条第 1 項の節水計画は、節水計画書により、年度ごとに作成し、当該年度の 4 月 3 0 日までに提出しなければならない。

2 条例第 1 8 条第 2 項の規定による報告は、節水計画の実施状況報告書により、前年度の

実施の状況に係る報告について、毎年 4 月 3 0 日までに行わなければならない。

3 条例第 1 8 条第 3 項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) 節水計画の実施の状況
- (6) 水の循環率
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（有害物質の種類）

第 5 条 条例第 2 0 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びその化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1 , 2 -ジクロロエタン
- (14) 1 , 1 -ジクロロエチレン
- (15) シス - 1 , 2 -ジクロロエチレン
- (16) 1 , 1 , 1 -トリクロロエタン
- (17) 1 , 1 , 2 -トリクロロエタン
- (18) 1 , 3 -ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
（地下水利用管理者）

第 6 条 条例第 2 2 条第 1 項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量が 3 0 , 0 0 0 立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

2 地下水利用管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取量の把握
- (2) 地下水の節水、利用の合理化及び利用方法の改善
- (3) 市が行う地下水保全対策への協力

- (地下工事の種類)
- 第7条 条例第23条第1項に規定する規則で定める工事は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 杭打ち工事
 - (2) 地盤改良工事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長が必要と認める工事
- (地下工事の届出)
- 第8条 条例第23条第2項の規定による届出は、地下工事届出書により地下工事着工予定日前30日までに行わなければならない。
- 2 前項の地下工事届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 工事の場所を明らかにする図書
 - (2) 工事の内容を明らかにする図書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (水源からの距離)
- 第9条 条例第24条の規則で定める距離は、井戸の中心からおおむね半径500メートルとする。
- (地下工事の事前協議)
- 第10条 条例第24条の規定による協議は、水源地周辺工事事前協議書により行うものとする。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。
- (身分証明書)
- 第11条 条例第25条第4項の証明書は、地下水保全立入調査員証によるものとする。
- (公表)
- 第12条 条例第27条の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名)
 - (2) 条例第27条第1項第1号又は第4号にあっては、命令の内容及び当該命令に従わない事実
 - (3) 条例第27条第1項第2号、第3号又は第5号にあっては、作成、提出等に係る義務を履行しない事実
- (熊本市地下水浄化対策検討委員会の構成等)
- 第13条 条例第30条第1項の熊本市地下水浄化対策検討委員会(次条から第16条までにおいて「委員会」という。)の委員(以下この条から第15条までにおいて「委員」という。)は、地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (委員会の会長)
- 第14条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- (委員会の会議)
- 第15条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- (委員会の庶務)
- 第16条 委員会の庶務は、環境保全局環境保全部水保全課において処理する。
- (熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の構成等)
- 第17条 条例第31条第1項の熊本市硝酸性窒素対策検討委員会(以下この「委員会」という。)の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
 - (2) 農業に関する識見を有する者
 - (3) 農業関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の構成等)
- 第18条 条例第32条第1項の熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
 - (2) 農業に関する識見を有する者
 - (3) 農業関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (熊本市地下水浄化対策検討委員会に関する規定の準用)
- 第19条 第14条から第16条までの規定は、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の会長、会議及び庶務について準用する。
- (書類の様式等)
- 第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。
- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
- (雑則)
- 第21条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、熊本市東部堆肥センター条例(平成29年条例第41号)の施行の日から施行する。

熊本市東部堆肥センター条例

制定 平成 29 年 6 月 23 日条例第 41 号

改正 平成 30 年 9 月 28 日条例第 79 号

改正 令和 4 年 3 月 24 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 本市の市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって享受できるように、地下水の流動における重要な位置にあり、かつ、本市の主要な水道水源が存在する東部地域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止するとともに、家畜の飼養に伴う臭気の発散を軽減し、周辺環境と調和のとれた畜産業の発展を図ることを目的として、熊本市東部堆肥センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、熊本市東区戸島町 5 8 5 番 1 とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 家畜の排せつ物の受入れに関すること。
- (2) 家畜の排せつ物を原料とした堆肥の生産に関すること。
- (3) 生産した堆肥（以下単に「堆肥」という。）の販売、家畜の排せつ物を搬入した者に対する堆肥の提供等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために市長が適当であると認める事業

(センターへの搬入ができる者の範囲等)

第 4 条 センターに家畜の排せつ物を搬入することができる者は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止する必要があると認められる区域として第 1 条に規定する地域のうちから市長が指定する区域に存する畜舎において、乳牛又は肉用牛を飼養する個人又は法人その他の団体（以下「対象畜産農家等」という。）とする。

2 受入れの対象となる家畜の排せつ物は、対象畜産農家等のそれぞれが所有し、又は管理する畜舎（前項の市長が指定する区域に存するものに限り。）から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物であって、当該対象畜産農家等が自らセンターに持ち込み、又は収集サービス（次条第 1 項の許可を受けて家畜の排せつ物を搬入する者の依頼に応じ、センターの車両により当該排せつ物をセンターに搬入することをいう。以下同じ。）を利用することによりセンターに搬入されるもの（以下「受入対象排せつ物」という。）とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、センターの処理能力に余裕があり、かつ、市長が適当と認める場合は、対象畜産農家等以外の者から家畜の排せつ物を受け入れ、又は対象畜産農家等から受入対象排せつ物以外の家畜の排せつ物を受け入れることができる。

(使用許可)

第 5 条 次に掲げる行為（以下「センターの使用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) センターへの家畜の排せつ物の搬入
- (2) 堆肥の提供を受けた者が行う当該堆肥の散布のための機器の使用
- 2 センターの使用の許可は、1 年以内の期間を限って、これを行うものとする。

3 市長は、第 1 項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設（堆肥の散布のための機器を含む。以下同じ。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 受入対象排せつ物以外の家畜の排せつ物をセンターに搬入するおそれがあるとき（第 4 条第 3 項に該当する場合を除く。）。
- (5) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) センターの管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適当であるとき。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 号から第 6 号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第 8 条 使用者は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 家畜の排せつ物の搬入に係る使用料 別表第 1 に定める額
- (2) 堆肥の散布のための機器の使用に係る使用料 別表第 2 に定める額

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 第 1 項の使用料の納付方法及び使用料の算定の基礎となる家畜の排せつ物の搬入量の計算については、規則で定める。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第 9 条 堆肥を購入した者であって、当該堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼するものは、別表第 3 に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付方法については、規則で定める。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 10 条 センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第12条 前条の規定による指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業（堆肥の販売に関するものを除く。）の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務（利用料金）

第15条 指定管理者は、センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 4 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（協定の締結）

第16条 指定管理者の指定を受けるものは、市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）

第17条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務等）

第18条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条から第17条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

搬入方法	単位	使用料
使用者による持込み	1トンまでごとに	300円
収集サービスの利用	1トンまでごとに	500円

別表第2（第8条関係）

区分		使用料
1時間までごとに		1,000円
半日	午前9時から午後0時45分まで	3,000円
	午後1時15分から午後5時まで	3,000円
1日	午前9時から午後5時まで	6,000円

備考 センターを使用できる時間内において、半日の区分の使用者で午前9時からの使用をするものが使用時間を延長する場合又は午後1時15分からの使用をするものが使用時間を繰り上げる場合における当該延長した時間又は繰り上げた時間の使用料は、1時間までごとに1,000円とする。

別表第3（第9条関係）

区分	センターから運搬する場所までの直線距離	手数料
運搬	7キロメートル以内	1,000円
	7キロメートルを超え15キロメートル以内	1,500円
	15キロメートルを超える市内	1,500円
運搬及び散布	7キロメートル以内	1,500円
	7キロメートルを超え15キロメートル以内	2,000円
	15キロメートルを超える市内	2,000円

備考

- 1 1回に運搬できる堆肥の容量は、規則で定める。
- 2 手数料の欄の金額は、運搬又は運搬及び散布1回当たりの金額をいう。

熊本市東部堆肥センター条例施行規則

制定 平成 30 年 11 月 08 日規則第 77 号

改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市東部堆肥センター条例(平成 29 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第 2 条 熊本市東部堆肥センター(以下「センター」という。)の開場時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第 3 条 センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(1) 日曜日

(2) 1 月 2 月 3 月 1 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用許可の手續)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定するセンターの使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、使用の許可をしたときは、熊本市東部堆肥センター使用許可証(以下「許可証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第 5 条 使用許可の期間は、許可をした日から同日の属する年度の末日までの期間のうち、必要な期間とする。

(使用許可の変更の申請)

第 6 条 使用者は、使用許可に係る事項に変更が生じたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に相当の理由があると認め、これを許可したときは、変更後の許可証を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の廃止の届出)

第 7 条 使用者は、畜舎の廃止その他の理由によりセンターの使用を取りやめたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用廃止届を市長に提出するものとする。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、条例第 7 条の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずるときは、熊本市東部堆肥センター使用許可取消(変更・停止)通知書を使用者に交付するものとする。

(使用料の納付方法)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項に規定する使用料は、1 月ごとにまとめた納入通知書により納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

(搬入量の計算方法)

第 10 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号の使用料の算定の基礎となる家畜の排せつ物の搬入量は、月の初日から同月末日までに搬入された家畜の排せつ物の合計とする。

(使用料の減免)

第 11 条 条例第 8 条第 2 項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第 12 条 条例第 8 条第 4 項ただし書の規定による使用料の還付又は条例第 9 条第 3 項ただし書の規定による手数料の還付を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料の納付方法)

第 13 条 条例第 9 条第 1 項に規定する手数料は、堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼する際に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該依頼に係る運搬又は運搬及び散布が終わった際に納付させることができる。

(1) 電話等により堆肥の運搬又は運搬及び散布の依頼が行われた場合

(2) 運搬又は運搬及び散布の依頼を受けた堆肥が大量であり、事前にこれらの実施回数を確定することが困難である場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

(毀損減失届)

第 14 条 センターの施設を毀損し、又は滅失した者は、熊本市東部堆肥センター施設毀損(滅失)届を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 15 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センター内を車両で移動する際は、定められた経路その他の安全のための措置に従うこと。

(2) センターの使用に関し、職員の指示に従うこと。

(指定申請書に添付する書類)

第 16 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)

(3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)

(4) 市税滞納有無調査承諾書

(5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用料金の承認の申請)

第 17 条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用料金の減免)

第 18 条 条例第 15 条第 3 項の規定により指定管理者が利用料金を減免できる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第19条 条例第15条第4項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合は、市長が別に定める場合とする。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(協定に定める事項)

第20条 条例第16条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開場時間及び休場日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 災害時の対応に関する事項
- (11) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (12) リスク分担に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(運搬量の上限)

第21条 条例別表第3備考第1項の1回に運搬できる堆肥の容量は、3.8立方メートルまでとする。

(書類の様式等)

第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

資料 4

水 質 環 境 基 準

公共用水域、地下水における人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値(※1)
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと (※2)
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと (※2)
P C B	検出されないこと (※2)
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下 (※3)
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (※3)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (※4)
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※1 基準値は、測定結果の年間平均値とする。ただし全シアンについては、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、それぞれの測定方法においてその結果が定量限界を下回る

ことをいう。

(シアン化合物：0.1mg/L 未満、アルキル水銀化合物及びP C B：0.005mg/L 未満)

※3 地下水のみの項目

※4 公共用水域のみの項目

河川的生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基 準 値				
		p H	BOD (mg/L)	S S (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
A A	自然探勝等の環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	ヤマメ、イワナ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	サケ科魚類、アユ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	コイ、フナ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	農業用水	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	国民の日常生活 (沿岸の散歩等) で不快感を生じない限度	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

(基準値：日間平均値)

海域の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基 準 値				
		p H	C O D (mg/L)	D O (mg/L)	大 腸 菌 数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物 (mg/L)
A	マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	ボラ、ノリ等の水産生物用	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	国民の日常生活 (沿岸の散歩等) で不快感を生じない限度	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	

(基準値：日間平均値)

海域の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利 用 目 的 の 適 応 性（例）	基 準 値	
		全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
I	自然探勝等の環境保全	0.2 以下	0.02 以下
II	底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される	0.3 以下	0.03 以下
III	一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される	0.6 以下	0.05 以下
IV	汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される	1 以下	0.09 以下

(基準値：日間平均値)

海域の水生生物の保全に係る環境基準

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

(基準値：日間平均値)

河川の水生生物の保全に係る環境基準

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(基準値：日間平均値)

水質調査に関する用語説明

○ 人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）

水質汚濁に係わる環境基準項目のうち、人の健康の保護に関する項目のことで、カドミウム、鉛など重金属、ヒ素、セレンの非鉄金属、PCB、トリクロロエチレンなど有機塩素系化合物、チウラムなど農薬、全シアン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサンがあります。これらの物質には慢性あるいは急性毒性があり、人の健康を阻害する物質です。

なお、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物については、地中に浸透しやすいなどの特性から地下水汚染の原因物質として懸念される物質です。

○ 生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目）

水質汚濁に係わる環境基準項目のうち、生活環境の保全に関する項目のことで、河川では、pH・BOD・SS・DO・大腸菌数、海域では、pH・COD・DO・大腸菌数・ノルマルヘキサン抽出物があります。

・水素イオン指数（pH）

水溶液中の水素イオン濃度を示し、 $\text{pH} = -\log [\text{H}^+]$ で表される酸・アルカリ性の指標です。温泉などの特殊な例を除いて、河川水などは pH7 付近の中性です。

・溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素量のことで、水の浄化作用や水中の生物に不可欠なものです。きれいな水ほど酸素が多く含まれています。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

河川水の中や海水中の有機物等の汚濁物質を微生物が分解するときに必要なとする酸素量のことで、この数値が大きくなればその水の中には汚染物質が多く、水が汚れていることを意味します。

・化学的酸素要求量（COD）

河川水の中や海水中の有機物等の汚濁物質を化学的に酸化するとき必要とする酸素量のことで、BOD 同様この数値が大きくなれば、その水の中には汚染物質が多く、水が汚れていることを意味します。

・浮遊物質（SS）

水中に浮遊している粒子で径が 2mm 以下のものをいいます。この数値が大きいほど水中に浮遊物質が多く水が汚濁されていることを示しています。

・大腸菌数

人間や家畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。単位には CFU/100mL が用いられ、例えば、 7.8×10^4 とは、100mL あたり 78,000 (7.8×10^4) の大腸菌がいることを表しています。

資料 6

全庁的な水保全対策事業実績一覧

1 地下水需用の適正な把握

事業名	事業内容	担当課
地下水採取量調査	条例に基づく地下水採取量調査2,058件 用途別水使用量調査 井戸掘削等の届出の遵守及び節水の指導	水保全課

2 広報啓発

事業名	事業内容	担当課
節水啓発	年間を通して節水市民運動を展開する中で、特に7月と8月は夏季の節水重点期間として節水を呼びかけた。 テレビ・ラジオ・情報誌等での広報啓発。 わくわく節水倶楽部会報誌「sessui-vol.19」配布。 節水ハンドブック配布。 啓発グッズ(うちわ、シール等)配布。	水保全課
節水器具普及	「夏季の節水重点期間」中に市庁舎において節水器具のサンプルを展示。 また、節水器具普及協力店(26店舗)による節水器具コーナー設置の協力。 節水コマの無料配布。	
出前講座	企業や学校等のグループを対象に、熊本の地下水に関することをテーマにした出前講座を実施。 (回数:6回、受講人数:394人)	
マスメディア	●Youtube広告・WEB広告 7～8月 ●ラジオ番組 ・(シティFM)「おはよう熊本市」 ●紙面を使った広報 ・「リビング新聞」 7/3、7/10、8/7、8/28、10/30、3/19、3/26号 ・「くまにち すばいす」 6/18、7/2、7/23、9/17、10/30号 ・FM791「子ども新聞」9月号 ・「市政だより」 雨水貯留施設設置補助制度、夏季の節水重点期間オープニングイベント(6月号) くまもと「水」検定(7月号) くまもと「水」検定合格講座(10月号) 水質汚濁防止の注意喚起、世界に誇る地下水都市くまもとフェア(11月号)	広報課
	[テレビ] ・(TKU)「市っとるね!?マナブくん」【水保全課】7/14、9/8放送分 【水サミット】3/23放送分 ・(JCOM)「クローズアップくまもと」【水保全課】7/1～7/31【水サミット】3/1～3/31 [ラジオ] ・(シティFM)「おはよう熊本市」 【水保全課】4/27、5/26、6/9、7/21、8/25、8/31、9/22、9/29、10/15、11/23、12/22、2/9 【水サミット】4/12、7/19、9/7、1/13、3/23【河川課】5/27 ・(シティFM)[声の市政だより] 【水保全課】4/3、6/19、7/3放送分 【水サミット】8/7放送分	
親子環境探検隊	小学生とその保護者を対象にした水辺の生物観察や森の働き等の体験学習の実施 実施回数: 0件 ※新型コロナウイルス感染症検査実施の影響によりR3年度は事業休止	環境総合センター
出前講座	生涯学習推進課や公民館・学校からの依頼による水環境をテーマにした出前講座の実施 実施回数: 0件 ※新型コロナウイルス感染症検査実施の影響によりR3年度は事業休止	
水道に関する知識の普及啓発事業	施設見学・出前講座・イベント等を活用し、水道事業への理解及び水の有効利用等の普及啓発を図る。 ・水道施設見学(290名)・出前講座・水道学習教室等(3,122名) ・水道週間及び水の週間に伴う啓発事業等(157名) ・熊本市主催・協賛イベント等に伴う啓発事業(1,319名) [運営:(公財)熊本市上下水道サービス公社]	上下水道局 経営企画課
下水道に関する知識の普及啓発事業	施設見学・出前講座・イベント等を活用し、下水道事業への理解及び環境保全等の普及啓発を図る。 ・下水道施設見学(0名)・出前講座・下水道教室等(2,628名) 下水道の日に伴う啓発事業等(403名) [運営:(公財)熊本市上下水道サービス公社]	
水の科学館の運営	地下水、水道、下水道について関心を持っていただくための体験型学習施設。 ・空の国～地下の国～大地の国～つながりの国(上下水道をバーチャル体験)～海の国 ・くまもと水再発見 ・水の実験室わくわく ・各種イベント 年間来館者数 16,385名 [指定管理者:(公財)熊本市上下水道サービス公社]	
上下水道局広報業務委託	上下水道事業についての周知・広報を展開するとともに、水の有効利用や災害対策に関する啓発を図る。 ・新聞、地域広報誌、テレビCM等による広報 ・啓発イベント・キャンペーンの実施	

3 地下水の合理的利用

事業名	事業内容	担当課
熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金	熊本市中小企業融資制度の中の1制度である「熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金」は、融資要件を満たす市内中小企業者が地下水使用の合理化を図る施設・設備の設置や改善等に要する資金の円滑な融資を図ることを目的としている。	商業金融課

4 雨水等の有効利用

事業名	事業内容	担当課
雨水貯留施設設置	不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用、又は新たに雨水貯留タンクを設置し雨水の有効利用を図る者へ補助金を交付。 雨水貯留槽:1基(累計:252基) 雨水貯留タンク:29基(累計:876基)	水保全課
雨水利用推進	地下水についての学習教材に活用するため、雨水貯留タンクを市内の全市立小中学校に設置(平成15～22年度)新設校(龍田西小学校)1校に設置(平成27年度)、新設校(平成さくら支援学校)1校に設置(平成28年度)、新設校(東野中学校、あおば支援学校)2校に設置(令和元年度)、令和2・3年度は新設校なし	
雨水の利用	雨水を利用したろ過タンクを設置 ・トイレの洗浄水・植物への散水に利用	医療政策課
	男女共同参画センターにおいて、雨水をろ過しトイレの水洗用や散水用として利用	男女共同参画課
	トイレ・散水等への雨水利用	文化政策課 (熊本市現代美術館)
		市立図書館 (城南図書館 児童館)
		子ども支援課 (子ども文化会館)
		消防局管理課 (北消防署、南消防署)
		スポーツ振興課
	個別循環方式(単一の施設内で、雨水や一度利用した排水(小学校プール水)を再生処理し、これを再度施設内で利用すること)により、雨水等をトイレの洗浄水及び消防用水に利用している。	五福交流室
雨水利用中水道システム	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水に利用。 雨水利用率: 99.6%	環境総合センター
	雨水を利用した中水道システムを設置し、熊本市上下水道局本館のトイレ洗浄水に利用。 雨水利用量 637m ³	上下水道局 総務課
	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄用に利用	五福交流室
	雨水を利用した中水ろ過装置を設置し、トイレの洗浄水に利用	東区役所総務企画課
	雨水を利用した中水ろ過装置を設置し、トイレの洗浄水、花壇への散水に利用	西区役所総務企画課
	熊本市水の科学館に雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水や中池・外池の水等に利用している。 雨水利用率100% [指定管理者:(公財)熊本市上下水道サービス公社]	上下水道局 経営企画課
	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水・清掃用水、樹木、花壇の散水に利用。 令和3年度の雨水利用量は172m ³ (西部)、25m ³ (北部)。	上下水道局 水道維持課 (西部、北部 上下水道センター)
農業用水としての処理水再利用	令和3年度実績 中部浄化センター:石塘堰土地改良区へ継続供給(4,471,686m ³ /年) 西部浄化センター:西部3団体への供給(772,207m ³ /年)	上下水道局 水再生課
浄化センター内での処理水再利用	令和3年度実績 浄化センターでの処理水の各種活用(ポンプ場、沈砂洗浄、消泡用水等) 中部浄化センター 1,197,384m ³ /年 東部浄化センター 930,450m ³ /年 南部浄化センター 490,744m ³ /年 西部浄化センター 672,141m ³ /年 城南町浄化センター 6,173m ³ /年	

5 地下水の適正な管理

事業名	事業内容	担当課
地下水監視	地下水保全のため市内20地点に33本の観測井戸を設置し、観測データの収集及び監視を行っている。	水保全課
地盤沈下観測	西部地区を中心に、昭和54年度より1級水準観測を開始し、沈下量の沈静化傾向が見られた。 平成18年度を以て終了した。	
地下水位及び地盤沈下観測業務委託	地下水位観測井53箇所の地下水位及び地盤沈下計5箇所の観測を実施	上下水道局 水運用課

6 地下水のかん養

事業名	事業内容	担当課
水源かん養林整備	平成26年度からの水源かん養林整備5カ年計画では、白川の水源地域である上流域の南阿蘇村所有原野において約22ヘクタールの広葉樹造林を実施。また、地下水かん養区域内の大津町所有原野において約13ヘクタール、西原村所有原野においては約41ヘクタールの広葉樹造林を実施し、合計約76ヘクタールの「水源かん養林」を造林し、水源かん養機能の高度な発揮を図る。熊本地震により、5カ年を10カ年計画に延長し、年度事業の見直し調整を行う。 令和3年度実績 ・下刈 34.72ha ・新植 3.28ha ・補植0.6ha ・除伐 11.3ha ・保育間伐 0.51ha ・作業道開設 530m ・作業道補修 173m	水保全課
ビニールハウス雨水浸透施設補助	ビニールハウスに降った雨の流出を抑制し、地下に浸透させるための施設設置補助金を交付。 ※平成27年度末をもって事業終了(H4～H27累計:783基)	

事業名	事業内容	担当課
白川中流域かん養推進	白川中流域の水田を活用した地下水かん養事業 令和3年度実績 ・協力農家数 246戸 ・1ヶ月述べ面積 472ha・月 ・推計かん養量 1,416万㎡ ・助成金額 45,955千円	水保全課
公有林管理事業	造林地の適正な管理を行うため、除伐・保育間伐等を実施	森づくり推進室
森林経営管理推進事業	経営管理権を取得した民有林の適切な管理を行うため、除伐・保育間伐等を実施	
流出抑制施設指導	開発許可を要する計画について雨水浸透枡の設置を指導 (雨水浸透マンホール :215基)	開発指導課
雨水浸透枡設置助成事業	雨水流出抑制及び地下水涵養のため、雨水浸透枡の設置者に補助金を交付し、設置の促進を図る。 令和3年度実績：申請数5件 15基の設置補助	河川課
透水性舗装	透水性アスファルト舗装の実施	市営住宅課
白川中流域水田を活用したかん養事業	水道水源である地下水の保全のため、熊本市が実施する「白川中流域水田を活用したかん養事業」に参画し、事業費の一部を負担。 推定かん養量 6,791,925㎡	上下水道局 経営企画課
水源かん養林整備事業負担金	環境局が実施する水源かん養林整備に係る事業費の一部(起債及び一般財源の1/2)を負担して 推定かん養量 6,518,331㎡	

7 水質の保全

事業名	事業内容	担当課
地下水質監視	水質汚濁防止法に基づく地下水の水質監視	水保全課
公共用水域水質監視	水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質監視	
化学物質汚染調査	ダイオキシン類の環境濃度調査 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質・底質、地下水質及び土壌中のダイオキシン類濃度の測定	
地下水浄化対策	揮発性有機化合物等による地下水汚染が現存している12地区において、汚染の原因や濃度などに応じて、汚染原因者又は行政による浄化や監視などの対策を実施	
硝酸性窒素削減対策	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の開催、家畜排せつ物処理施設(東部堆肥センター)の整備や環境調和型バイオマズ資源活用モデル事業の実施	
水質汚濁規制	水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例、熊本県生活環境の保全等に関する条例対象事業場への立入検査及び指導。 公共用水域での水質事故等への緊急対応、啓発活動での未然防止	
東部堆肥センター管理運営	硝酸性窒素による地下水汚染の防止を目的に設置した東部堆肥センターの管理運営(指定管理料)	上下水道局 水運用課
硝酸性窒素削減対策	環境局が実施する家畜排せつ物処理施設(東部堆肥センター)の運用に係る事業費の一部を負担している。	
地下水質調査	地下水の水質検査 ・水質汚濁防止法に基づく水質検査 ・地下水汚染の未然防止を目的とした要監視項目等の実態調査 ・浄化対策に係る水質調査 ・廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査	環境総合センター
公共用水域等水質調査	公共用水域等の水質調査 ・河川水、海水、工場・事業場排水等、関係課からの依頼に基づく検査 ・公共用水域等監視に係る水質検査	
合併処理浄化槽整備費事業	下水道事業計画区域外等において、小型合併処理浄化槽を設置する市民に対し、補助金を交付し、生活排水の適正な処理を推進する。 (令和3年度実績:53基)	浄化対策課
環境保全対策	エコファーマー認定の推進など持続性の高い農業生産方式の導入支援 第3次硝酸性窒素削減計画の推進	農業支援課
環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。	
漁業指導経費	海苔加工時に発生する加工排水の適正処理を推進することにより、水域環境へ与える負荷を低減し、水環境の保全に寄与するもの。 ※本市から発信する「海苔漁場環境・養殖情報」等において、適正処理にむけた注意喚起を行っている。	水産振興センター
公共下水道の整備	下水道整備により、河川への雑配水等の流入を防止するとともに、汚水の地下への浸透による地下水汚染の防止を図る。 (令和3年度末現在) 処理面積 12,168ha 処理人口 660,768人 普及率 90.5%	上下水道局 計画調整課

8 広域的保全体制の確立

事業名	事業内容	担当課
広域水保全体制運営	広域的な地下水保全に取り組むため、平成24年4月に設立された「公益財団法人 くまもと地下水財団」への本市負担金。	水保全課
白川中流域交流連携	次世代を担う子ども達が、田植えや稲刈りなどの農業体験を通じて、農業がもたらす地下水への効果などを学習し併せて、流域の住民間交流を進めることにより、将来に続く相互理解と連携のあり方を構築していく。	
水源の森づくりボランティア活動	森林作業の習得を通して、地下水が貴重な資源であることを認識し、上下流の交流の中で市民が主体となった森林保全活動を活性化するための「森林ボランティア」を育成する。	
くまもと地下水財団への参画	水道水源である地下水を保全するため、また熊本地域における地下水保全に向けた取組みの連携強化のために、くまもと地下水財団の活動に参画している。	上下水道局 経営企画課

9 くまもと水ブランドの推進

事業名	事業内容	担当課
くまもと水ブランド事業	くまもと「水」検定3級試験(インターネット試験の導入) 株式会社 良品計画との連携事業 熊本水遺産制度 くまもと「水守」登録制度 水の国高校生フォーラム開催	水保全課
地下水都市空間創出事業	熊本市の財産である「水」を生かした都市ブランドを形成するため、街なかの親水施設や熊本水遺産、名水百選等の水資源の活用整備を行う。	

資料7

月別降水量記録（熊本地方気象台）(単位 mm)

月 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平成05	55	71.5	135	242	147	908	789.5	440	366	69	72.5	73.5	3,369.0
	91.5	85.8	97.9	165.9	75.2	224.3	197.0	253.6	214.8	86.9	90.0	137.1	169.7
平成06	46	74	46.5	191.5	51.5	221	75.5	77.5	6.5	29	4.5	97	920.5
	76.5	88.836	33.7	131.3	26.3	54.6	18.8	44.7	3.8	36.5	5.6	181.0	46.4
平成07	48.5	31.5	70	213	123	248	504	182.5	315	76.5	55.5	8	1,875.5
	80.7	37.815	50.8	146.0	62.9	61.2	125.7	105.2	184.9	96.3	68.9	14.9	94.4
平成08	58	43.5	146	109.5	41	637	247	176.5	127.5	40.5	72.5	37.5	1,736.5
	96.5	52.221	105.9	75.1	21.0	157.3	61.6	101.7	74.8	51.0	90.0	70.0	87.4
平成09	47.5	52	113.5	224	164.5	209.5	923	220.5	181	3	174.5	82	2,395.0
	79.0	62.4	82.3	153.5	84.1	51.7	230.3	127.1	106.2	3.8	216.5	153.0	120.6
平成10	149	88	107.5	228.5	162	653	150.5	40	116	178.5	30	2	1,905.0
	247.9	105.6	78.0	156.6	82.9	161.3	37.5	23.1	68.1	224.8	37.2	3.7	95.9
平成11	19.5	48	112.5	67	178.5	630.5	231.5	92	434	30	80.5	22	1,946.0
	32.4	57.6	81.6	45.9	91.3	155.7	57.8	53.0	254.7	37.8	99.9	41.0	98.0
平成12	88	49	96	76	250	445.5	160	148.5	131.5	131.5	192	57.5	1,825.5
	146.4	58.8	69.6	52.1	127.9	110.0	39.9	85.6	77.2	165.6	238.2	107.3	91.9
平成13	86	103.5	80	71	42	526	358	42	187	133	130	40	1,798.5
	143.1	124.2	58.0	48.7	21.5	129.9	89.3	24.2	109.7	167.5	161.3	74.6	90.6
平成14	52.5	83	112	162.5	313.5	241	181.5	63	55.5	72.5	109	97.5	1,543.5
	87.4	99.6	81.2	111.4	160.4	59.5	45.3	36.3	32.6	91.3	135.2	181.9	77.7
平成15	52	58	122	246.5	176	364	589	362.5	30.5	23	193.5	39	2,256.0
	86.5	69.6	88.5	169.0	90.0	89.9	147.0	208.9	17.9	29.0	240.1	72.8	113.6
平成16	35	84	113	139	372	121	95.5	169.5	328	172	61.5	114	1,804.5
	58.2	100.8	81.9	95.3	190.3	29.9	23.8	97.7	192.5	216.6	76.3	212.7	90.9
平成17	48	99.5	128	92	135	92.5	365	73	147	41	72.5	31	1,324.5
	79.9	119.4	92.8	63.1	69.1	22.8	91.1	42.1	86.3	51.6	90.0	57.8	66.7
平成18	61	117.5	101.5	215.5	213.5	642	789	427.5	93.5	11	81	47.5	2,800.5
	101.5	141.1	73.6	147.7	109.2	158.6	196.9	246.4	54.9	13.9	100.5	88.6	141.0
平成19	33.5	76	104.5	108.5	141	184	674.5	175.5	80.5	134.5	31	67	1,810.5
	55.7	91.2	75.8	74.4	72.1	45.4	168.3	101.2	47.2	169.4	38.5	125.0	91.2
平成20	136.5	43.5	90.5	115.5	209.5	776	204	226.5	294.5	62	88.5	106	2,353.0
	227.1	52.2	65.6	79.2	107.2	191.7	50.9	130.5	172.8	78.1	109.8	197.8	118.5
平成21	54.5	133.5	144.5	80	69	246	429	66.5	34	129.5	112	67	1,565.5
	90.7	160.3	104.8	54.8	35.3	60.8	107.0	38.3	20.0	163.1	139.0	125.0	78.8
平成22	47.5	192	176.5	225.5	284.5	401	362	58	118	85	29	93.5	2,072.5
	79.0	230.5	128.0	154.6	145.5	99.0	90.3	33.4	69.2	107.1	36.0	174.4	104.4

月 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平成23	2.5	39.5	50.5	67	125.5	928.5	253	384.5	75.5	107	88.5	32.5	2,154.5
	4.2	47.4	36.6	45.9	64.2	229.3	63.1	221.6	44.3	134.8	109.8	60.6	108.5
平成24	25.5	129	200	99	59	698.5	488.5	142.5	111	97	70.5	89	2,209.5
	42.4	154.9	145.0	67.9	30.2	172.5	121.9	82.1	65.1	122.2	87.5	166.0	111.3
平成25	45	166.5	110	164	53.5	308	118.5	571	199	109	80	50.5	1,975.0
	74.9	199.9	79.8	112.4	27.4	76.1	29.6	329.1	116.8	137.3	99.3	94.2	99.5
平成26	36	120.5	130	69	135	258.5	358	213	107	142	62.5	62.5	1,694.0
	59.9	144.7	94.3	47.3	69.1	63.8	89.3	122.8	62.8	178.8	77.5	116.6	85.3
平成27	99.5	33.5	186	150.5	131	628	375.5	246	149.5	64.5	136.5	91.5	2,292.0
	165.6	40.2	134.9	103.2	67.0	155.1	93.7	141.8	87.7	81.2	169.4	170.7	115.4
平成28	70.5	74	60	178.5	273	643.5	389.5	62	336.5	201	109.5	106	2,504.0
	117.3	88.8	43.5	122.3	139.6	158.9	97.2	35.7	197.5	253.1	135.9	197.8	126.1
平成29	44	69.5	70	202.5	150	202.5	408.5	158	241	196	60.5	16	1,818.5
	73.2	83.4	50.8	138.8	76.7	50.0	101.9	91.1	141.4	246.9	75.1	29.9	91.6
平成30	82	51.5	131	193.5	191	373	290	36	426	52.5	58	66	1,950.5
	136.4	61.8	95.0	132.6	97.7	92.1	72.4	20.7	250.0	66.1	72.0	123.1	98.2
令和元	23.5	108	143	105.5	59.5	384	469	433.5	100	61	48.5	91	2,026.5
	39.1	129.7	103.7	72.3	30.4	94.8	117.0	249.9	58.7	76.8	60.2	169.8	102.0
令和2	77.5	135.5	104.5	64	230	516	847.5	103.5	211	79	77.5	21.5	2,467.5
	129.0	162.7	75.8	43.9	117.6	127.4	211.5	59.7	123.8	99.5	96.2	40.1	124.3
令和3	25.5	67.0	96.0	112.0	455.0	137.5	215.5	1,002.5	94.5	5.0	114.5	22.5	2,347.5
	44.0	79.0	113.2	132.1	536.6	162.1	254.1	1,182.2	111.4	5.9	135.0	26.5	116.6
平年値	58.0	84.8	113.7	146.5	160.0	445.9	397.4	192.6	178.7	90.4	85.1	61.0	2,014.1

（参考）昭和57年から平成4年までの年間降水量

年次	S.57	S.58	S.59	S.60	S.61	S.62	S.63	H.01	H.02	H.03	H.04
年間降水量	2,284.5	1,716.0	1,724.5	2,121.0	1,799.5	2,752.5	2,204.0	2,104.5	1,952.5	2,222.5	1,592.5
対平年率%	111.9	84	84.4	103.8	88.1	134.7	107.9	103	95.6	108.8	77.9

注：平年値とは1991年から2020年までの30年間の年間降水量の平均です。

資料 9

「水源かん養林」森林整備協定書

熊本市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 13 に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、_____川流域の森林の造成、森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能及び国土保全機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域及び植栽樹種）

第 2 条 この協定の目的となる区域は、別図に示す乙の_____の区域とする。

2 前項の区域に植栽する樹種は、広葉樹とする。

（森林整備に係る具体的実施方法に関する事項）

第 3 条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づく森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）

第 5 条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（その他）

第 6 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、おのおのその 1 通を保有する

平成 年 月 日

甲 熊本市

乙

立会人 熊本県

【協定概要】

西原村

締結日

平成 12 年 1 月 13 日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字宮山字医王寺向 721 番 3

西原村所有の原野

造林面積

57.80 ヘクタール（平成 11 年から平成 15 年度までの 5 年間で植栽）

矢部町

締結日

平成 12 年 11 月 15 日

造林箇所

上益城郡矢部町大字御所字戸屋ノ唱新 27 番 1、同字袖の菰新 28 番 1 の一部及び新 28 番 2

矢部町所有の原野

造林面積

22.97 ヘクタール（平成 12 年から平成 15 年度までの 4 年間で植栽）

大津町

締結日

平成 17 年 1 月 14 日

造林箇所

菊池郡大津町大字矢護川字四ノ尾 2903-9 番地外 160 筆

大津町所有の原野

造林面積

50.01 ヘクタール（平成 16 年から平成 20 年度までの 5 年間で植栽）

高森町

締結日

平成 17 年 1 月 14 日

造林箇所

阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳 3412 番地、3416-103 番地及び大字上色見字猫嶽

10-263 番地、熊野 2760-42 番地

高森町所有の原野

造林面積

56.24 ヘクタール（平成 16 年から平成 20 年度までの 5 年間で植栽）

「水源かん養林」森林整備協定書

熊本市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 13 の規定に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地下水かん養区域内の森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域）

第 2 条 この協定の目的となる区域は、別紙区域図に示す乙の_____の区域とする。

（森林整備に関する事項）

第 3 条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づく森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）

第 5 条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（道路の補修）

第 6 条 第 2 条に規定する区域外の乙が所有する既存道路について、この協定の締結に必要な補修は、甲の負担において行うものとする。

（財産の帰属等）

第 7 条 第 2 条に規定する区域内の工作物（道路等）及び前条の規定により甲が補修を行った道路に係る工作物等は、乙に帰属するものとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、各々その 1 通を保有する

平成 年 月 日

甲 熊本市

乙

立会人 熊本県

【協定概要】

大津町

締結日

平成 21 年 11 月 5 日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山 3599-3 番地

大津町所有の原野

造林面積

52.77 ヘクタール（平成 21 年から平成 25 年度までの 5 年間で植栽）

西原村

締結日

平成 21 年 11 月 5 日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字河原字大野 4332-3 番地及び大字宮山字医王寺向 721-1 番地、721-3 番地

西原村所有の原野

造林面積

37.03 ヘクタール（平成 21 年から平成 25 年度までの 5 年間で植栽）

南阿蘇村

締結日

平成 21 年 11 月 5 日

造林箇所

阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字實入塚 5338-1 番地、字水ノ平 2895-1 番地及び大字久石字

多津山 5-1 番地

南阿蘇村所有の原野

造林面積

45.03 ヘクタール（平成 21 年から平成 25 年度までの 5 年間で植栽）

「水源かん養林」森林整備協定書

熊本市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 13 の規定に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）
第 1 条 この協定は、地下水かん養区域内の森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域）
第 2 条 この協定の目的となる区域は、別紙区域図に示す_____とする。

（森林整備に関する事項）
第 3 条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づく森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）
第 4 条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）
第 5 条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（道路の補修）
第 6 条 第 2 条に規定する区域外の乙が所有する既存道路について、この協定の締結に必要な補修は、甲の負担において行うものとする。

（財産の帰属等）
第 7 条 第 2 条に規定する区域内の工作物（道路等）及び前条の規定により甲が補修を行った道路に係る工作物等は、乙に帰属するものとする。

（その他）
第 8 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印のうえ、各々その 1 通を保有する

平成 年 月 日

甲 熊本市

乙 _____

立会人 熊本県

【協定概要】

大津町

締結日
平成 27 年 1 月 13 日

造林箇所
阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山 3599-1 番地
大津町所有の原野
造林面積
12.64 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

西原村

締結日
平成 27 年 1 月 13 日
造林箇所
阿蘇郡西原村大字小森 2183-1 番地及び大字宮山字医王寺向 721-1 番地、721-3 番地
西原村所有の原野
造林面積
41.39 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

南阿蘇村

締結日
平成 27 年 1 月 13 日
造林箇所
阿蘇郡南阿蘇村大字久石字赤迫 4411-35 番地及び大字両併字城山 3065-4 番地、3065-5 番地、及び大字両併字星ヶ峯 1520-1 番地、1520-2 番地、1520-3 番地、及び大字両併字獄下 1560-1 番地
南阿蘇村所有の原野
造林面積
21.68 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

資料 1 2

白川中流域における水田湛水推進に関する協定書

熊本市（以下「甲」という。）と大津町（以下「乙」という。）、菊陽町（以下「丙」という。）、水循環型営農推進協議会会長富永清次（以下「丁」という。）とは、白川中流域における水田湛水等について、熊本県知事を立会人として次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白川中流域の水田において、丁が営農の一環として農家と連携して推進する水田湛水等の事業（以下「湛水事業」という。）が、熊本市の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、この事業に甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、円滑に推進していくことについて定めるものとする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、大津町及び菊陽町に存する白川の堰から取水する農業用水でかんがいされる水田の区域とする。

（実施方法等に関する事項）

第3条 甲は、丁が推進する湛水事業に係る経費について助成するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の実施方法等を、毎年協議のうえ定めるものとする。

（地下水保全の啓発及び住民の交流に関する事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の円滑な実施を図るため、次の事項について協力するものとする。

- （1） 白川中流域における農業及び農産物の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深めること。
- （2） 大津町、菊陽町及び熊本市の相互の住民及び事業者の交流を促進すること。
- （3） 環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図ること。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成16年度から平成25年度までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁の協議のうえ延長することができるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成16年1月21日

甲 熊本市手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

青山政史



乙 菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町

代表者 大津町長

大村直純



丙 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

代表者 菊陽町長

富永清次



丁 菊池郡大津町大字陣内1782番地の2

水循環型営農推進協議会

代表者 会長

富永清次



立会人 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県知事

潮谷義子



資料 1 3

白川中流域における水田湛水推進に関する協定書

熊本市（以下「甲」という。）、大津町（以下「乙」という。）、菊陽町（以下「丙」という。）及び水循環型営農推進協議会（以下「丁」という。）とは、白川中流域における水田湛水等について、熊本県知事を立会人として次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白川中流域の水田において、丁が営農の一環として農家と連携して推進する水田湛水等の事業（以下「湛水事業」という。）が、熊本市の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、湛水事業に甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、円滑に推進していくことについて定めるものとする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、大津町及び菊陽町に存する白川の堰から取水する農業用水でかんがいされる大津町、菊陽町及び熊本市の水田の区域とする。

（実施方法等に関する事項）

第3条 甲は、丁が推進する湛水事業に係る経費について助成するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の実施方法等を、毎年丁の総会で協議のうえ定めるものとする。

（地下水保全の啓発及び住民の交流に関する事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の円滑な実施を図るため、次の事項について協力するものとする。

- (1) 白川中流域における農業及び農業の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深めること。
- (2) 大津町、菊陽町及び熊本市の相互の住民の交流を促進すること。
- (3) 環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図ること。

（事業者等による湛水への取組みに関する事項）

第5条 水田湛水等への取組みの発展を促すため、甲、乙、丙及び丁は、連携して事業者等による参画を支援するものとする。

2 事業者等で湛水事業への参加を希望する者（以下「希望者」という。）があった場合には、前項の規定に基づき丁は、希望者との協定締結に先立ち、甲、乙及び丙に報告するものとする。

3 前項の規定による報告があった希望者について、新たに水田湛水箇所を確保することが困難と認められる場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、既存の水田湛水実施箇所を充当するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成26年度から平成35年度までとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

市山政史 熊本市長印

乙 菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町

代表者 大津町長

市下直 大津町長印

丙 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

代表者 副町長

井手義隆 熊本市菊陽町副町長印

丁 菊池郡大津町大字陣内1782番地の2

水循環型営農推進協議会

代表者 会長

後藤三雄 水循環型営農推進協議会会長印

立会人

熊本県知事

浦勾郁夫 熊本県知事印